

軽自動車税の減免について（減免できるのは、普通自動車を含めて一人一台のみとなります）

◎減免申請の方法

- 1 必要なもの
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、お手持ちの手帳すべて
○運転免許証（運転される方のもの）
○車検証（コピー可・本人名義であること）※注1
- 2 申請期間
- 納期限(令和7年度は、令和7年6月2日（月））まで
- 3 手続き場所
- 市民税課、各税務室（東・西・南・北） ※各総合出張所では取り扱っておりません。

◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合は、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。手帳の最初のページに記載されている等級と異なる場合があります（2つ以上の場合は、あらかじめ 市民税課 軽自動車税班096-328-2181へお問い合わせください）。

障 害 名		区 分	身体障害者福祉法施行規則	恩 給 法	
			別 表 第 5 号	別 表 第 1 号 表 の 2	同第1号表の3
視 覚 障 害		本 人 が運転する場合	1 級～3 級及び4 級の1	特別項症～第4 項症	
		家族等	1 級～3 級及び4 級の1	特別項症～第4 項症	
聴 覚 障 害		本 人	2 級及び3 級	特別項症～第4 項症	
		家族等	2 級及び3 級	特別項症～第4 項症	
平 衡 機 能 障 害		本 人	3 級	特別項症～第4 項症	
		家族等	3 級	特別項症～第4 項症	
音 声 機 能 障 害		本 人	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2 項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
		家族等			
上肢不自由(※注2)		本 人	1 級、2 級の1 及び2 級の2	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級、2 級の1 及び2 級の2	特別項症～第3 項症	
下肢不自由(※注3)		本 人	1 級～6 級	特別項症～第6 項症	第1 款症～第3 款症
		家族等	1 級～3 級	特別項症～第3 項症	
体 幹 不 自 由		本 人	1 級～3 級及び5 級	特別項症～第6 項症	第1 款症～第3 款症
		家族等	1 級～3 級	特別項症～第4 項症	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本 人	1 級及び2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
		家族等	1 級及び2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
	移動機能	本 人	1 級～6 級		
		家族等	1 級～3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
心 臓 機 能 障 害		本 人	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
じん臓機能障害		本 人	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
呼吸器機能障害		本 人	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害		本 人	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
小 腸 機 能 障 害		本 人	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
		家族等	1 級及び3 級	特別項症～第3 項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		本 人	1 級～3 級		
		家族等	1 級～3 級		
肝 臓 機 能 障 害		本 人	1 級～3 級		
		家族等	1 級～3 級		
療 育 手 帳		障害の程度が「A1．A2」と記載された者			
精神障害者保健福祉手帳		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1 級である者			

- (注1) 身体障害者本人が18歳未満の場合、療育手帳A1. A2の場合、精神障害者保健福祉手帳1級の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車も対象に含まれます。
- (注2) 上肢不自由
- 2級の1…両上肢の機能の著しい障害
- 2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの
- (注3) 下肢不自由
- 7級に該当する障害が2以上重複する場合は本人運転に限り減免対象となります。